

生徒心得

中学部

**令和3年度
(2021年度)**

熊本県立盲学校

1 校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

2 生徒一般心得

登下校

- (1) 午前8時40分までに登校すること。
- (2) 午後5時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、放課後活動等必要な場合は担任の許可を得ること。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舎に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 登下校の途中においては交通道德を守り危険防止に充分注意すること。
(自転車は禁止)

集会その他の活動

- (1) 校内で集会を催す場合、生徒指導主事の先生に届け出て許可を得ること。
- (2) 対外交渉をする場合、生徒指導主事の先生の許可を得ること。

風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し次の事項は特に厳守すること。
 - ア 外出する際は行き先、帰宅時間等を明らかにすること。
 - イ 遊技場その他好ましくない場所には出入りしないこと。
 - ウ 日没後の外出及び外泊はしない。
 - エ 髪型や身だしなみは、清潔感のあるものとする。
- (2) 男女交際
 - ア 男女は互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
 - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。

礼儀

- (1) 互いに敬愛の念をもって挨拶を交わすようにすること。
- (2) 人権を尊重し合い、人格を高めるよう心がけること。

所持品

- (1) 白杖利用者は登下校時、外出時には必ず携行すること。
- (2) 学習上不必要なもの、また生徒にふさわしくないものは持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。やむを得ない場合は必ず担任または係の先生にあずけること。
- (4) 金銭、物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

校内生活

- (1) 健康の保持を心がけ、保健活動（手洗い、うがいなど）を積極的に行う。

学校へ連絡を要するもの

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合
- (2) 事故や怪我、住居が災害を受けたなどの事象が発生した場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。（転居や家族構成の変化、連絡先の変更など）

3 諸規定

(1) 服装に関する内規

本校生徒は別途定める服装規程に基づき、端正な服装を整えること。

●更衣の時期

原則として5月15日・10月15日を更衣日と定め、その2週間前後を移行期間とする。

(2) 携帯電話及び情報端末に関する内規

①携帯電話の学校への持ち込みは、原則禁止する。

②情報端末（タブレット等）の使用について

ア 授業以外での使用は、学業に関することについて使用してもよい。

イ 授業で使用する場合は、教科担当者の許可を得て使用すること。

(3) 校則の改定方法

生徒会役員と教職員が、校則の見直し会議を年に1度開催する。校則の見直し会議の内容をPTA役員会に提案し承認を得る。